

各位

東京労働局労働基準部
健康課長

「Cool Work TOKYO (7月号)」の周知について

日頃から労働者の健康確保対策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京労働局では、5月から9月までの間、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しており、先般、職場における熱中症予防対策の取組をお願いしたところでした。また、7月はクールワークキャンペーンの重点取組期間として、取組の徹底を図っているところです。

なお、速報値(6月末日現在)ではありますが、令和6年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上¹の死傷者数は4人となっており、前年同期の確定値と比べて5人減少しているものの、気象庁の「向こう3か月の天候の見通し(令和6年6月25日発表)」によると、7月から9月までの気温は高い見込みであると発表されています。

このような状況から、死傷者数については、本年も、集計開始以降、過去最多であった前年と同様に増加傾向で推移するのではないかと、懸念しているところです。

そこで、今般、職場における熱中症予防対策について、対策の徹底と予防意識の醸成をより一層高めていただくため、定期的に関連資料を情報発信することとしました。

つきましては、情報発信資料である「Cool Work TOKYO (7月号)」を別添のとおり作成いたしましたので、会員事業者様に対しまして、その周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

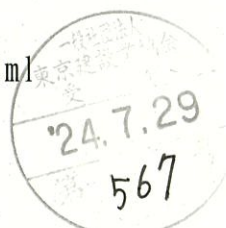
なお、当該資料の電子データについては、東京労働局のホームページ又は下記の二次元コードから入手可能となっておりますので、会員事業者様におかれましては、当該資料の電子データを活用して、店社のみならず、工場、工事現場、倉庫、店舗等の各種作業場所へも周知を図っていただくとともに、別添の「Cool Work TOKYO (7月号)」にも記載していますが、「東京労働局公式 Youtube チャンネル」に熱中症予防対策動画を掲載していますので、安全衛生教育、新規入場者教育、各種研修や朝礼等の際に、ご活用していただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

Cool Work TOKYO (7月号)



URL : https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html



【担当】

東京労働局労働基準部健康課 檜村（かしむら）

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

電話：03(3512)1616

Cool Work TOKYO (7月号)

～ 職場における**熱中症予防対策**について情報発信します～

東京労働局では、5月から9月までの間、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策の取組を強化しています。当キャンペーンでは、7月を重点取組期間としており、以下の事項を重点的に取り組んでください。

- 1 暑さ指数 (WBGT) の低減対策のための設備 (簡易な屋根の設置、冷房設備、散水設備等) について、低減効果を再確認し、必要に応じて追加の対策を行ってください。
- 2 プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数 (WBGT) に応じた作業の中断等を徹底してください。
- 3 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図ってください。
- 4 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やしてください。
- 5 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な労働衛生教育を行ってください。
- 6 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請してください。



東京労働局公式Youtubeチャンネルに熱中症予防対策動画を掲載しています。安全衛生教育や朝礼等にご活用ください。

☆ショート動画「働く人の熱中症予防
チェックポイント編」
(50秒)



☆動画「STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン編」
(8分)

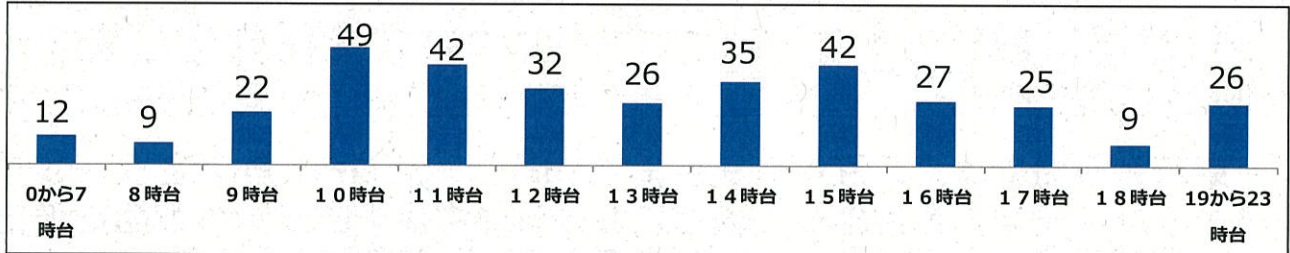


東京労働局HP内に熱中症予防対策を掲載しています。

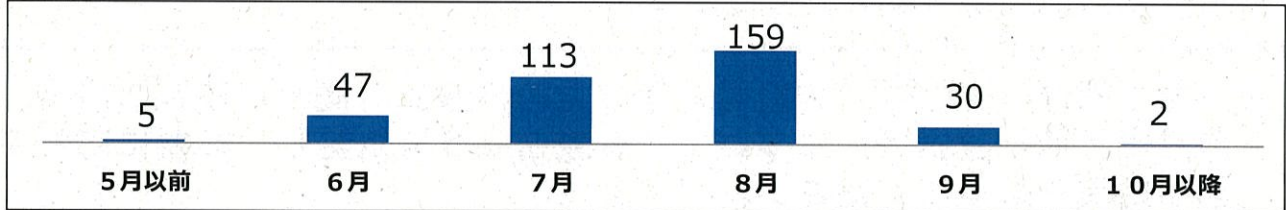


東京労働局管内の職場における熱中症による死傷者数（休業4日以上）

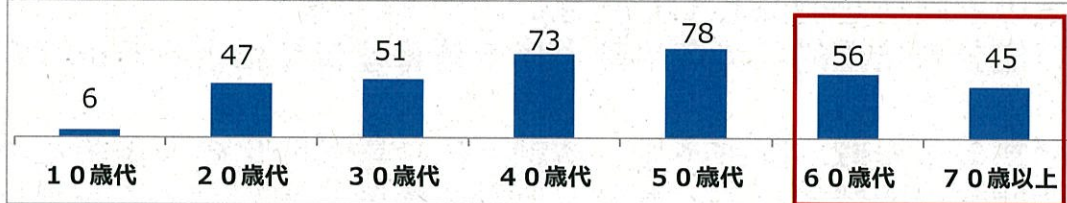
1 平成31年から令和5年の時間帯別死傷者数（単位：人）



2 平成31年から令和5年の月別死傷者数（単位：人）



3 熱中症による年齢別死傷者数（平成31年から令和5年）



* 死傷者の約3割が
60歳代以上

中小企業事業者の皆さまへ

高齢者は、若年者よりも体内の水分量が少なく、暑さに対する感覚機能や調整機能が低下していることがあるため、配慮が必要です。

熱中症予防対策にも

エイジフレンドリー補助金

をご活用ください

高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が補助対象の業務に就いている場合は、労働災害防止に要する経費を補助する制度があります！

☆ 暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策）

（高齢者の労働災害防止対策コース）

- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入（60歳以上の労働者用）
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システム※の導入（60歳以上の労働者用）（※初期導入費用のみ。パソコンの購入は対象外）



補助対象等の要件があります。
詳しくはこちら



（令和6年度エイジフレンドリー補助金）